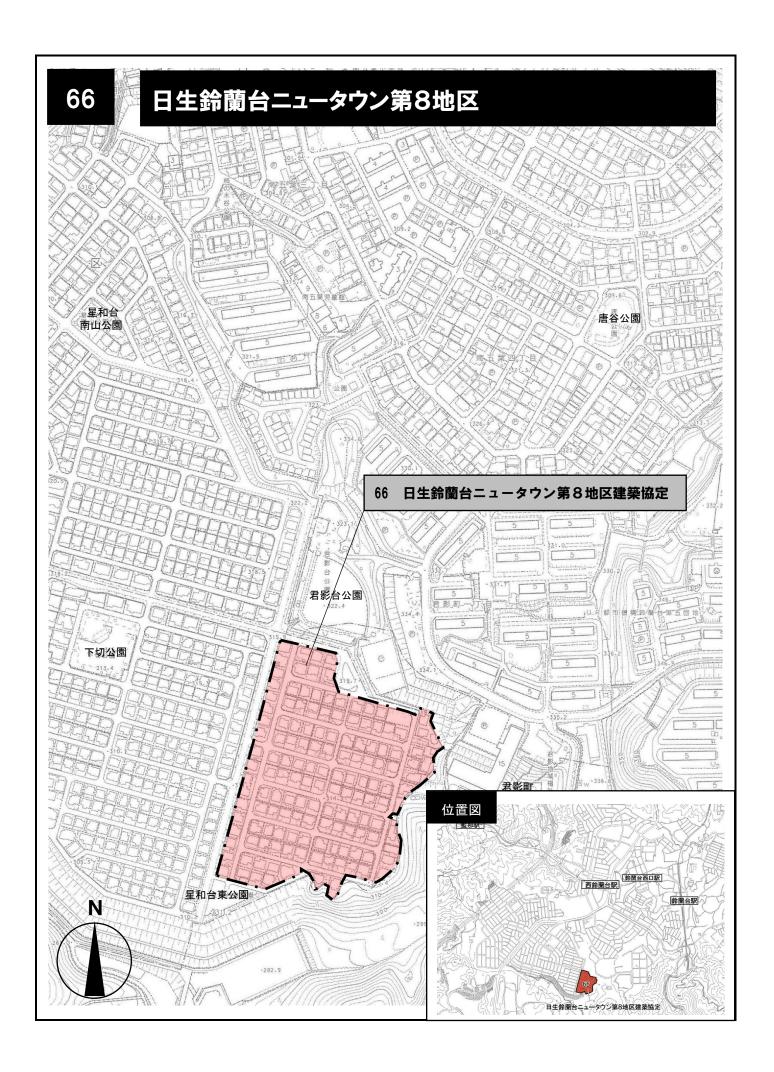


協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地、植栽等の必要最小限度の盛土、運営委員会の許可を受けたものなどの変更は、これを認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の22の規定に該当するものはこの限りではない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建(構造上1棟1戸であることをいい、建築物の外部に別入口を設け常にそれぞれ 別個に出入りすることのできる建築物は、2戸とみなす。)とし、個人専用住宅とする。ただし、次のいず れかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 2区画以上の区画を一つの区画として建築するとき。
 - イ 協定書別表に掲げるものを運営委員会の許可を得て建築するとき。
 - ウ 生計を一つにするか、又はこれに準ずる生活のために附属建物(離れ家等のもの)を別棟として建築する とき。
- (4) 営業用看板等は、運営委員会の許可なくして掲げてはならない。
- (5) 宅地は、1区画1戸建の基本にのっとり将来とも再分割はできないものとする。ただし、第3号アの規定により1つの区画とされた区画は、協定時の区画に戻すことができる。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

- *建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。
- *建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。
- *運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。



別 表

	用途の種別	
1)	事務所兼用	居住の用に供する面積が延べ 1/2 以上のもの (汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車、その他これらに類する 自動車で建設大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内 に設けて業務を運営するものを除く)
2	店 舖 兼 用	居住の用に供する面積が延べ1/2以上で、かつ日用品の販売を主たる目的とするもの
3	理 髪 店 兼 用 美 容 院	居住の用に供する面積が延べ 1/2 以上のもの
4	郵便局	延べ面積が 500 ㎡以内のもの
(5)	地方公共団体支庁・支所 老人福祉センター 児 童 厚 生 施 設 精神薄弱児通園施設 その他これらに類する施設	延べ面積が 600 ㎡以内のもの
6	・日本電信電話㈱が公衆電気通信の用に共する施設・電気事業法第2条第5項に規定する電気事業の用に共する施設・ガス事業法第2条第5項に規定する事業の用に共する施設	建設大臣が指定するもの
7	診療所	

(ただし、①~③についてはこの表に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 50 ㎡を超えるものを除く)